受益者の皆さまへ

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

アジア・ハイイールド債券ファンド毎月分配型 (ヘッジなしコース) / (通貨アクティブヘッジコース) 繰上償還(予定)に関するお知らせ

このたび弊社では以下の投資信託につきまして、信託約款の規定に従い、下記のとおり繰上 償還を予定しておりますので、お知らせいたします。

1. 対象となるファンドの名称

アジア・ハイイールド債券ファンド毎月分配型(ヘッジなしコース) アジア・ハイイールド債券ファンド毎月分配型(通貨アクティブヘッジコース)

2. 繰上償還予定日

2021年6月28日

3. 繰上償還の理由

各ファンドはそれぞれ信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が30億口を下回る」 状態が継続していることから、運用の基本方針に従った運用を続けることが困難となって います。そのため、信託期間中ではありますが運用を終了させ、お預かりした資産をお返 しすることが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、信託約款の規定に従い繰上 償還(投資信託契約の解約)するものです。

4. 書面決議

繰上償還にあたっては、2021年4月26日現在の受益者を対象に、2021年6月8日に書面決議を行います。

2021年4月26日現在の受益者の方には2021年4月27日より「議決権行使書面」 等を販売会社よりお送りしますので、2021年6月7日(必着)までに、賛成または反



対される旨および必要事項をご記入のうえ、弊社までお送りください。 書面決議において、議決権を行使することのできる受益者の議決権の3分の2以上に あたる賛成をもって可決された場合、繰上償還を実施します。

以上

